永平寺町四季の森複合施設条例施行規則を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第8号

永平寺町四季の森複合施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町四季の森複合施設条例(令和3年永平寺町条例第5号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

- 第2条 条例第6条に規定する永平寺町四季の森複合施設(以下「四季の森」という。) の休館日は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第2項第1号に規定するレンタ ルオフィス及び同項第5号に規定する事務室の利用者については、この限りでない。
 - (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (2) 条例第7条第1項及び次条第1項に規定する規則で定める方法による許可のない土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(前号に掲げる日を除く)

(使用の申請)

- 第3条 条例第7条第1項に規定する規則で定める方法は、町長が別に定める方法とする。
- 2 条例第7条第2項の規則で定める使用許可申請書は、永平寺町四季の森複合施設使 用許可申請書(様式第1号)とする。
- 3 条例第7条第2項の許可をしたときは、永平寺町四季の森複合施設使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用料の減免)

- 第4条 条例第10条に規定する規則で定める者は次者とする。
 - (1) 町に住所を有する高校生以下及び65歳以上の利用者
 - (2) 身体障害者手帳等の交付を受けている者及びその介助者
- 2 公的又は公共の用に供するときその他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる
- 3 前項に掲げる者の減額又は免除の額は、町長が別に定める。
- 4 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、永平寺町四季の森複合施設使用料減免申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 四季の森の利用の手続並びに管理及び運営に必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

永平寺町長 様

申請者 所在地 氏 名 (法人名)

永平寺町四季の森複合施設使用許可申請書

永平寺町四季の森複合施設条例規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用目的						
使用施設及び使用期間	□ 全館利用□ レンタルオフィス□ 事務室□ 旧傘松閣					
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
	利用人数 人					
利用責任者	氏 名 連絡先					

様

永平寺町長

永平寺町四季の森複合施設使用許可書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

使用目的						
使用施設						
使 用 期 間		月日日	時時	分から 分まで		
使 用 料		円				
利用人数		人				
許可の条件	永平寺町四季の森複合施設条例第12条の規定により使用許可の取り消し等があった場合は、施設等を原状回復のうえ、速やかに退去すること。 永平寺町四季の森複合施設条例、同施行規則その他町長が必要と認める事項を遵守すること。					

永平寺町長 様

申請者 所在地 氏 名 (法人名)

永平寺町四季の森複合施設使用料減免申請書

永平寺町四季の森複合施設使用料について、下記のとおり減免を受けたいので申請します。

施	設	名					
減	免 理	由					
減免	色を受ける	期間	年 年	月月	日日	時時	分から 分まで